

上富良野町子ども・子育て支援事業計画 改定版

《上富良野町次世代育成支援行動計画》

2015～2019

(平成 27～31 年度)



上富良野町

第1章	計画の策定にあたって……………	1
	1 子ども・子育て支援事業計画とは	
	(1) 計画策定の趣旨	
	(2) 計画の位置付け	
	2 計画の期間	
	3 計画の策定体制	
	4 上富良野町の子どもと子育て環境の現状	
	(1) 人口・出生の動向	
	(2) 次世代育成行動計画の目標と現状	
	5 上富良野町次世代育成支援行動計画での取り組みと課題	
	6 計画策定のためのニーズ調査	
第2章	目指す子育て環境……………	6
	1 計画の理念と目標	
	2 子ども・子育て支援事業の骨組み	
	3 教育・保育の一体的提供を推進する取組み	
	4 重点的に取組みたいこと	
第3章	基本目標と実現のためにできること……………	9
	1 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために…	
	2 「多様なライフスタイルの中で子どもを生み、育てる環境づくり」を実現するために…	
	3 「子どもと子育てを支える地域づくり」を実現するために…	
第4章	計画の基本的事項……………	11
	1 教育・保育の提供体制	
	(1) 教育・保育提供区域の状況 全町1区域	
	(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制	
	2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制	
	(1) 利用者支援に関する事業	
	(2) 時間外保育事業	
	(3) 放課後児童健全育成事業	
	(4) 子育て短期支援事業	
	(5) 乳児家庭全戸訪問事業	
	(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業	
	(7) 地域子育て支援拠点事業	
	(8) 一時預かり事業	
	(9) 病児保育事業	
	(10) 子育て援助活動支援事業	
	(11) 妊婦健康診査事業	
	3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業	
	(1) 児童虐待防止	
	(2) ひとり親支援	
	(3) 児童発達支援	
	(4) 小児医療に係る支援	
	(5) 放課後の居場所づくり	
第5章	計画を実行するための取組み……………	20
	1 計画を実行するための協力体制	
	2 実行するための点検・評価	
	【資料編】……………	21
	1 上富良野町子ども・子育て会議設置条例	
	2 子ども・子育て会議開催状況	
	3 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果	
	4 量の見込みの算定基準	
	5 計画の見直しについて	
	6 計画の中間年の見直しについて	

第1章 計画の策定にあたって

1 子ども・子育て支援事業計画とは

(1) 計画策定の趣旨

上富良野町では、平成22年3月に「上富良野町次世代育成支援行動計画・後期計画」を策定し、子育て支援施策を推進していますが、子ども・子育てを取巻く環境は大きく変化しています。

わが国の子ども・子育て支援は、「子ども・子育て支援法」(平成24年法律第65号)に基づき、平成27年4月から新たな制度に移行することとなります。

子ども・子育て支援新制度のねらいは、「すべての子どもに質の高い幼児期の教育と必要な保育を提供すること」「保育の量的拡大・確保」「地域の子ども・子育て支援の充実」です。

上富良野町でも、新制度の下で、教育・保育・子育て支援の充実に図り、計画的に給付・事業を実施するために「子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

(2) 計画の位置付け

計画は、「子ども・子育て支援法」に基づき、「第5次上富良野町総合計画」を上位計画とし、「上富良野町次世代育成支援行動計画」をはじめとする各種関連計画と整合を図りながら、すべての子ども・子育て家庭を対象として、今後進めていく教育・保育・子育て支援施策を計画的に実施するために定めるものです。

次世代育成支援対策推進法の施行期間が延長され、市町村行動計画は任意で策定することとなりましたが、上富良野町では、必要な事項を子ども・子育て支援事業計画の中に盛り込むこととしました。

◆ 関連計画

- ・第5次上富良野町総合計画
- ・上富良野町次世代育成支援行動計画
- ・健康かみふらの21計画
- ・上富良野町食育計画
- ・上富良野町障害者計画
- ・上富良野町教育振興計画
- ・上富良野町読書推進計画

	上富良野町次世代育成支援行動計画	上富良野町子ども・子育て支援事業計画
根拠法	次世代育成支援対策推進法	子ども・子育て支援法
性格特徴	<ul style="list-style-type: none"> ○全国的な少子化を受け、総合的対策を講じるための行動計画 ○「上富良野町総合計画」の子ども・子育て支援にかかる分野別計画 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における子育て支援 ・親子の健康の確保 ・教育環境の整備 ・子育ての居住環境の確保 ・仕事と家庭の両立 ○法律施行期間延長～平成37年 	<ul style="list-style-type: none"> ○子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画 ○予算の恒久的確保を前提として対応事業のメニュー化

2 計画の期間

計画の期間は、子ども・子育て支援法に定める5年間とし、平成27年度から31年度とします。

22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
次世代育成支援行動計画（後期計画）					子ども・子育て支援事業計画				

3 計画の策定体制

計画は、上富良野町子ども・子育て会議で、委員の意見を聴取して策定しました。

子ども・子育て会議の委員には、子育て支援事業に関わる機関の代表者、子育てに関する学識経験者のほか子育て中の親御さんも多く参加いただきました。

会議では、計画策定にあたっての具体的な調整審議のほか、アンケート調査の内容についても、審議しています。

アンケート調査の結果やパブリックコメントなど広く町民の方の意見を参考に検討するとともに、委員の皆さんから、子育てに関わる当事者として忌憚のない意見を聴くことができました。

これからは、策定した計画が実現されているか、計画を見直す必要はないか点検評価も行います。

◆具体的な調査審議の内容

- 潜在的なものを含め幼児教育・保育・子育て支援のニーズが適切に把握されているか。
- 教育・保育施設と地域型保育など、施設・事業のバランスのあり方、幼児教育・保育の提供体制のあり方や目標。
- ニーズを満たすだけの必要な地域子ども・子育て支援事業が計画に盛り込まれているか。
- 費用を含めた事業実績の調査や事業の点検評価。
- 現行の計画について見直すべき部分はないか。

4 上富良野町の子どもと子育て環境の現状

(1) 人口・出生の動向

国勢調査による人口は、昭和35年の17,101人をピークに年々減少し、年齢別人口構成では、65歳以上の人口比率が増加しています。平成20～24年度の出生率、合計特殊出生率は、全国、北海道よりは高くなっていますが、少子高齢化が進んでいます。

◆人口・世帯数の推移

区分 年	人口			世帯数
	総数	男	女	
平成12年	12,809人	6,478人	6,331人	4,410世帯
平成17年	12,352人	6,313人	6,039人	4,540世帯
平成22年	11,545人	5,768人	5,777人	4,375世帯
平成25年	11,586人	5,816人	5,770人	5,250世帯

※国勢調査。平成25年は3月末住民基本台帳

◆年齢別人口構成の推移（3区分）

区分	総数	0～14歳	15～64歳	65歳以上
平成12年	12,809人	2,000人(15.6%)	8,424人(65.8%)	2,385人(18.6%)
平成17年	12,352人	1,762人(14.3%)	7,857人(63.6%)	2,733人(22.1%)
平成22年	11,545人	1,639人(14.2%)	6,970人(60.4%)	2,936人(25.4%)
平成25年	11,586人	1,559人(13.5%)	6,880人(59.4%)	3,147人(27.2%)

※国勢調査。平成25年は3月末住民基本台帳

◆平成20～24年出生率、合計特殊出生率

項目	全国	北海道	富良野保健所	上富良野町
出生率	8.4%	7.3%	7.9%	9.0%
合計特殊出生率	1.38人	1.25人	1.53人	1.66人

※厚生労働省 平成20～24年 人口動態保健所・市区町村別統計

(2) 次世代育成行動計画の目標と現状

事業名	次世代行動計画 平成 26 年度目標	現状
①通常保育 3歳未満児 認可保育所（園） 家庭的保育事業 3歳以上児 認可保育所（園） 家庭的保育事業 幼稚園の預かり保育 認可保育所（園） +幼稚園の預かり保育 合 計	 77 人 0 人 144 人 0 人 46 人 190 人 267 人	◆認可保育所 ・中央保育所（定員 80） ・上富良野西保育園（定員 50） ・わかば愛育園（定員 60） ・管外保育所 平成 26 年 5 月入所児童数 175 人 内訳 3歳未満児 58 人 3歳以上児 117 人 （うち管外保育所入所児童数 1 人） ◆幼稚園 ・高田幼稚園（定員 200） 平成 26 年 5 月入園児童数 138 人 ・預かり保育利用児童 月平均 40 人（H25） ◆認可外保育施設 ・中富良野町たんぽぽ園 ・事業所内保育所 ・美瑛町へき地保育所
②特定保育	436 人 3 か所	短時間就労の保育需要に対応する事業であるが、短時間就労による利用申込みがない状況
③夜間保育事業 【延長保育事業】	18 人/日 3 か所	朝延長 7:00～7:30 夕延長 17:30～18:30 延べ利用児童数 5,236 人（H25 実績） 開所日数 293 日（18 人/日）
④夜間保育事業	0 人	ファミリー・サポート・センター事業で対応
⑤トワイライトスティ事業	0 人	該当事業なし
⑥休日保育事業	148 人 1 か所	ファミリー・サポート・センター事業で対応
⑦病児・病後児保育事業 【体調不良児対応型】	延べ 600 人 1 か所	専用保育室の施設整備、看護師の配置、感染症対策等の課題により、保育所での実施は困難な実状からファミリー・サポート・センター事業で対応
⑧一時預かり事業	延べ 360 人 3 か所	保育所型 認可保育所 3 か所実施 延べ 57 人（H25 実績） （中央 9 人、西 23 人、わかば 25 人）
⑨ショートスティ事業	0 施設	該当事業なし
⑩放課後児童健全育成事業 【放課後クラブ】	2 か所 登録 100 人	上小クラブ 登録 79 人（H26.4 月） 上西小クラブ 登録 16 人（H26.4 月）
⑪地域子育て支援拠点事業 【センター型】	1 か所	子育て支援センターにこここ 延べ利用人数 10,244 人（H25 実績）

⑫ファミリー・サポート・センター事業	1か所	運営委託 NPO 法人こどもサポートふらの 登録会員 提供会員 8人 依頼会員 38人 両方会員 19人 計 65人 (H26.3月末) 利用実績 53件 (H26.3月末) (延べ利用児童数 67人)
--------------------	-----	---

5 上富良野町次世代育成支援行動計画での取り組みと課題

次世代育成支援行動計画は、「休日保育事業」と「病児病後児保育事業」を除き、目標事業量は達成しており、休日及び病後児保育については、ファミリー・サポート・センター事業で対応可能な体制がありますので、評価としてはほぼ目標を達成できた形となっています。しかし、今回のアンケート調査結果からは、実際の利用ニーズに対して「利用しやすさ」「費用負担」などの課題が明らかになっているとともに、事業が十分に認知されていない実態も見えてきました。

6 計画策定のためのニーズ調査

子ども・子育て支援事業計画策定にあたって、事業の利用状況と今後の意向を把握するため、平成25年12月、小学校3年生以下のお子さんがあるすべての家庭を対象に、アンケート調査を実施し、6割を超える回答をいただきました。

回収した調査票には、設問に対する回答のほか、非常に多くの自由記述による意見や要望が寄せられました。これらの調査結果と意見等を基に、事業計画を策定するとともに、今後の事業運営に役立ててまいります。

第2章 目指す子育て環境

1 計画の理念と目標

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、日々成長する子どもの姿に感動し、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす営みですが、現実の子育てには様々な負担や苦勞も多くあります。

子育て支援は、保護者の育児を肩代わりすることではありません。地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する不安や負担を和らげ、親としての成長を支援することです。

子育てについての第一義的責任は、父母その他の保護者が有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であるとの認識のもと、保護者が子育ての責任を果たすことができるよう、親自身が子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じるような支援することが必要です。

そして何より、子どもの最善の利益を実現すること、子ども自身の育つ力を最大限に生かし、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる環境をつくるのが、地域の役割であり、子どもの健やかな育ちを保障することは社会全体の責務です。

2 子ども・子育て支援事業の骨組み

子ども・子育て支援法は、すべての子どもに質の高い幼児教育と保育を保障し、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するという趣旨で、関連する法改正とともに成立しました。

「子ども・子育て支援新制度」は、子ども・子育て支援法に基づく教育・保育施設給付をはじめ、地域の実情に応じた子ども・子育て支援事業を、市町村が実施主体となり、社会保障制度のひとつとして実施するものです。

◆ 新制度の事業体系

① 子どものための教育・保育給付

保護者の申請により、町が子どもの保育の必要性を区分認定し、給付する仕組みです。

・ 施設型給付

幼稚園・認可保育所・認定こども園等の教育・保育施設を利用して、幼児期の学校教育と保育の提供を受けるための給付です。

・ 地域型保育給付

町が認可する定員 19 人以下の保育事業を利用するための給付です。

② 地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法に基づき、町が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

③ 事業一覧

事業		内容	
教育・保育 給付	施設型給付	就学前子どもが、教育・保育施設を利用するための給付	
		認定こども園	就学前子どもの教育・保育を提供
		幼稚園	3歳以上の幼児教育を提供
		保育所	保育に欠ける就学前子どもの保育を提供
	地域型保育 給付	小規模保育事業や事業所内保育所で地域の子どもの保育を事業所を利用するための給付	
利用者支援		必要な施設や事業を選択して利用するための情報提供、相談、援助	
時間外保育事業		保育認定の時間を超えて保育する事業	
放課後児童健全育成事業		保護者が昼間家庭にいない小学生に適切な遊びと生活の場を提供し、健全な育成を図る事業	
子育て短期支援事業		家庭での養育が一時的に困難な児童を、施設等に入所させ、必要な保護を行う事業	
乳児家庭全戸訪問事業		新生児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、養育環境の把握、相談等を行う事業	
養育支援訪問事業		養育に支援が必要な家庭を訪問し、相談、指導、援助等を行う事業	
地域子育て支援拠点事業		親子の交流の場を開設し、子育てについての相談、指導等を行う事業	
一時預かり事業		保護者の用事や短期就労などの際に、昼間一時的に預かる事業	
病児保育事業		家庭で保育できない病児・病後児の預かり	
子育て援助活動支援事業		援助を要する者と援助を行う者の連絡調整及び援助者の講習などを行う	
妊婦健康診査事業		妊娠期の一般検査、超音波検査、精密検査等	

3 教育・保育の一体的提供を推進する取組み

上富良野町に現在ある教育・保育施設はいずれも民間事業所であり、教育・保育の一体的な提供を推進するためには、民間事業者の理解と協力が欠かせません。

町では、これまでも保育所と町が連携し、町内のどの施設でも一定の保育サービスを提供できる体制を整備してまいりました。

新制度においては、幼稚園も含め、就学前子どもの教育と保育を一体的に提供できる仕組みとなっています。

教育・保育施設の運営にあたっては、現段階では様々な課題も多くありますが、町と民間事業者が同じ方向に向かって考えてゆくことが大切です。同じ方向に進む中で、課題を解決するために協議できる場、率直に意見交換できる場を確保してまいります。

4 重点的に取組みたいこと

上富良野町は、町民一人ひとりと向き合う支援を大切にしています。妊婦相談、乳児健診、乳児家庭全戸訪問、養育訪問支援、ごみ袋交付事業などを通じて、すべての子育て家庭の皆さんと、必ず、直接会う機会を作り出しています。小さな町だからできるきめ細かな支援、それぞれの家庭が持っているその家庭の子育て力に合った必要な支援を目指します。

子ども・子育て支援事業の目的は単に事業量を確保することではなく、誰もが事業の存在を知り安心して子育てができること、必要なときに役立つ事業であることが重要です。

第3章 基本目標と実現のためにできること

1 「子どもの育つ力をのばす環境づくり」を実現するために……

子ども自身の育つ力、成長する力をのばす環境づくりを目指します。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得及び学童期における心身の健全な発達を通じて、一人ひとりがかけがえのない個性ある存在として認められるとともに、自己肯定感をもって育まれることが可能となる環境を整備することが、社会全体の責任です。

親子関係は元より、周りの大人が子どもとの信頼関係を築き、子どもたちの生きる力を伸ばす関わりが必要です。

障害があってもその子固有の発達のエネルギーを持ち、適切な支援により大きな力を発揮します。

家庭の養育力の向上、すべての子どもが質の高い幼児教育と保育を受ける機会の確保、必要な子どもに適切な療育を提供できる体制づくりを進めます。

◆具体的な施策

- 幼児教育・保育の充実
- 障害児相談支援事業、障害児通所支援事業の充実
- 上富良野町育ちと学びの応援ファイル「すくらむかみふ」の活用
- 乳幼児健診、訪問、相談、指導の充実
- 地域子育て支援拠点事業の拡充
- ブックスタート事業の推進
- 食育の推進
- 放課後の居場所づくり

2 「多様なライフスタイルの中で子どもを生み、育てる環境づくり」を実現するために…

社会全体の傾向としては、少子化、核家族化、女性就労者の増加が進んでいるものの、3世代4世代の同居、多くの子を持ち、家事や子育てに専念することを選択するのもライフスタイルのひとつです。あるいは選択するしないに関わらず、ひとり親の子育てもあるでしょう。男性の積極的な育児参加も新たなスタイルとなるでしょう。

様々なライフスタイルの中で、自分らしい生き方と子育てが両立できるような環境づくりを目指します。

また、親が親として成長するための知識や経験を、家庭の中で継承することが難しくなっている現代社会においては、親の学習の場が必要であると考えます。

仕事と子育てを両立するための保育の確保をはじめ、あらゆる家庭、あらゆる親の子育てをサポートするための仕組みを整えてまいります。

◆具体的な施策

- 教育・保育施設給付
- 地域子育て支援拠点事業
- 一時預かり事業
- 放課後児童健全育成事業
- ファミリー・サポート・センター事業
- 乳幼児医療費助成事業

3 「子どもと子育てを支える地域づくり」を実現するために……

育児サークルのネットワークと地域の子育て家庭で構成する「かみふ子育てネット」では、子育て現役世代がお互いの子育てを支え合い、交流する中で、映画の自主上映会など新たな自主企画活動にも取り組んでいます。子育てしながら、自分たちが求める子育て環境づくりに参画し、自ら行動しています。

町は、このような活動を全面的にバックアップしてまいります。

また、子育て援助活動支援事業の提供会員として、あるいは子育てに関わるボランティアとして、子育てを支える活動に直接参加していただくことはもちろんですが、あらゆる場面において、子どもと子育て家庭にやさしい地域づくりを目指します。

さらに、子育て中であっても、地域の様々な行事や活動に参加しやすいよう、託児サービスの充実などの環境づくりが必要です。

◆具体的な施策

- 子育てネットワークの拡充
- 育児サークル支援
- 子育て援助活動支援事業
- 子育てサロン整備
- 放課後の居場所づくり
- 要保護児童対策地域協議会
- 地域子育て支援拠点事業

第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供体制

子ども・子育て支援法に基づく就学前児童の教育・保育施設給付は、一人ひとりの子どもにつき、教育と保育の必要性を町が認定し、幼稚園や保育所などの施設利用等に必要費用を給付する仕組みです。

新制度では、幼稚園・保育所に加えて、両方の良さをあわせ持つ認定こども園が給付施設となります。

(1) 教育・保育提供区域の状況

上富良野町には、現在4つの小学校がありますが、平成27年3月で江幌小学校が閉校し、上富良野小学校、上富良野西小学校及び東中小学校の3校となります。

このうち、東中小学区は、平成18年に東中へき地保育所を廃止し、東中中学校も平成26年3月に閉校した経緯があります。また、就学前の教育・保育施設の利用について、地域による目立った特徴は見られないことから、広く利用施設を選択できるよう、教育・保育提供区域は上富良野町全町を一の提供区域と定めます。

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

教育・保育の見込み量は、アンケート調査結果を活用し、父母の就労状況等による家庭類型と利用の意向、推計児童数から国の算定基準（※資料編参照）により求めますが、この場合、区分によっては現況と乖離する数値も算出されました。

計画策定にあたっては、アンケート結果の傾向は尊重しつつ、現況に近い見込み量に調整することとし、現実の必要量に見合った計画とするよう、毎年度、子ども・子育て会議において計画の評価、見直しを検討してまいります。

提供体制の確保と実施時期について、将来的には、認定区分に関わらず柔軟に子どもを受け入れられる認定こども園に移行することが望ましいと考えますが、施設設備又は職員配置の状況、施設設置者の意向にも配慮が必要です。また、拙速な提供体制の変化により、教育・保育の質を損なうことは避けなければなりません。利用者のニーズと、質の確保、施設運営のバランスを考慮し、準備が整った時期に実施する計画とします。

① 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

【教育・保育の認定区分】

- ・ 1号認定…満3歳以上の幼児教育を利用する子ども（法第19条第1項第1号）
- ・ 2号認定…満3歳以上の幼児教育と保育が必要な子ども（法第19条第1項第2号）
- ・ 3号認定…3歳未満の保育を必要とする子ども（法第19条第1項第3号）

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		98	98	97	122	115
2号認定	教育利用希望	31	30	30		
	教育・保育	144	143	142	138	138
3号認定	0歳	10	10	10	12	12
	1・2歳	82	78	76	82	80
量の見込み計		365	359	355	354	345

② 提供体制の確保方策と時期

【教育・保育施設】・ 認定こども園…認定区分1号、2号、3号の子どもが利用できる施設

- ・ 幼稚園……認定区分1号の子どもが利用できる施設
- ・ 保育所……認定区分2号、3号の子どもが利用できる施設

単位：人

施設		認定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
特定教育・保育施設	認定こども園	1号	—	110	100	125	125	
		2号	—	120	132	101	101	
		3号	0歳	—	10	8	13	13
			1・2歳	—	60	60	66	66
	保育所	1号	—	—	—	—	—	
		2号	118	40	40	37	37	
		3号	0歳	10	2	2	3	3
			1・2歳	62	18	18	20	20
	幼稚園		—	—	—	—	—	
	給付を受けない幼稚園		200	—	—	—	—	
認可外保育施設等		量は定めないが、確保方策とする。						
計		390	360	360	365	365		
認定区分別確保保量	1号		—	110	100	125	125	
	2号		—	160	172	138	138	
	3号	0歳	—	12	10	16	16	
		1・2歳	—	78	78	86	86	

町の計画としては、計画期間内に対象施設が認定こども園として提供体制を確保することを目標に、認定こども園への移行に向けた課題解決と体制整備に取り組むことを基本としますが、地域型保育事業、認可外保育施設の利用を希望する保護者の選択を尊重します。

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(1) 利用者支援に関する事業

利用者支援の調整機関は、保健福祉課とし、子どもセンターをはじめ子育てに関わるどの機関に相談しても、必ず必要な支援に繋ぐことができる地域の連携体制をつくります。

地域の関係機関が一定の情報と知識を共有し連携することにより、子育てに関わるあらゆる機関が利用者支援を担える体制を目指し、関係職員の資質向上と連携の強化を図ります。

(2) 時間外保育事業

単位：人 ※（ ）内は延べ利用人数

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（就学前児童）		27	26	26	25	24
年間延べ利用児童数の見込み		1400	1350	1350	1300	1250
確保方策	特定教育・保育施設	27 (1400)	26 (1350)	26 (1350)	25 (1300)	24 (1250)

時間外保育事業は、18：00以降の保育ニーズに対する事業とし、特定教育・保育施設の延長保育事業で必要量を確保することを基本としたうえで、必要に応じて子育て援助活動支援事業なども利用できる体制を確保します。

(3) 放課後児童健全育成事業

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み (単位：人)	低学年	93	95	77	79	76
	高学年	12	12	12	12	10
	計	105	107	89	91	86
確保方策	登録児童数	120	120	120	120	120
	平均利用児童数	80	80	80	80	80

放課後児童健全育成事業は、新制度により法的な位置付けや運営基準が明確になりました。放課後クラブの役割と、放課後の居場所づくりを区分したうえで、真に事業を必要とする対象者に対し、必要な事業を提供する体制を整備するとともに、一定の利用料負担も検討します。

アンケート調査結果からは、時間延長、学校の長期休業期間の利用希望、質の向上、学習時間の確保などが求められています。

利用時間、利用期間に応じた必要量を確保するとともに、放課後の生活時間の多くを放課後クラブで過ごす子どもたちにとっては、多様な経験ができる環境が大切です。

指導員の資質向上、学習時間の確保、時間延長など教育委員会と連携した中で十分検討し、事業の充実を図ってまいります。

(4) 子育て短期支援事業

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	就学前児童	4	4	4	4	4
	就学児	2	2	2	2	2
	計	6	6	6	6	6
確保方策	養護施設委託	6	6	6	6	6

子育て短期支援事業は、ひとり親家庭や多子世帯における親の入院等、子育て家庭における緊急事態ともいえる状況において、必要度の高い事業であると考えており、町として対応可能な体制を整えてまいります。

(5) 乳児家庭全戸訪問事業

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（出生児：人）		92	89	87	85	81
確保方策	助産師等訪問	100	90	90	90	90

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を助産師又は保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や養育環境等の把握を行うほか、相談、助言、援助等を行います。

妊婦相談を担当する職員が、出産後の乳児家庭全戸訪問事業を行い、子育て支援に繋げるとともに、必要に応じて養育支援訪問を行うことにより、妊娠・出産・育児の切れ目ない支援を目指します。

(6) 養育支援訪問事業及び要保護児童支援事業

妊娠期の母子保健活動や乳児家庭全戸訪問事業の状況、又は要保護児童対策地域協議会の情報により、支援の必要な家庭を把握し、ケースに応じて必要な専門職（助産師、保健師、保育士、栄養士、相談支援専門員等）が家庭訪問し、相談、助言、指導、援助を行います。

養育支援訪問事業の中核機関と、要保護児童対策地域協議会の調整機関を、同一の組織が担うことにより、情報集約と早期対応を図り、深刻な育児不安や子ども虐待の予防に努めます。また、就学児の養育支援についても、教育委員会と連携して取り組んでまいります。

量の見込みは定めず、関係職員等の資質向上と連携強化を図り、きめ細かな支援の仕組みを整えます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(月:人)	439	420	410	399	387
確保方策	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

子どもセンターを地域の子育ての拠点として、育児教室や交流事業等の各種事業を実施するとともに、育児サークル活動、子育てサロン利用など、地域の自主的な活動を支援します。また、拠点事業の利用が困難な子育て家庭に対し、地域や家庭を訪問し必要な支援を行うとともに、母子保健事業との連携により、拠点事業の利用を推進します。

(8) 一時預かり事業

・幼稚園在園児の預かり保育以外

単位:人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(年間:人)		500	500	600	600	600
確保方策	特定教育・保育施設	400	400	500	500	500
	子育て援助活動支援事業	100	100	100	100	100

・幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】

単位:人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(年間:人)		4400	0	0	8400	8400
確保方策	私立幼稚園	4400	—	—	8400	8400

平成28年度から保育所・幼稚園3か所が認定こども園への移行したことに伴い、各園において利用体制の整備を図りました。利用実態としては、満3歳から入園する児童の増加や就労形態の変化などにより、利用が増えてきていますが、対応できる体制にあります。

(9) 病児保育事業

単位:人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(年間:人)		100	100	100	100	90
確保方策	子育て援助活動支援事業	100	100	100	100	90

子どもが病気になったときの保育は、親にとって大きな不安ですが、病気の時は親自身が看護したいという意向も強く、ニーズ量と実際の利用量には乖離があると考えられますが、実際の利用量に関わらず、安心して子育てするためには必要不可欠な事業です。

確保方策として、集団保育施設の中で病児を保育することには大きな課題がある

ことから、子育て援助活動支援事業により必要量を確保する中で、病児・病後児預かりの充実を図り、より安心な事業運営を目指します。

(10) 子育て援助活動支援事業

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み	一時預かり事業	100	100	100	100	100
	病児病後児保育	100	100	100	100	90
確保方策	子育て援助活動支援事業	200	200	200	200	190

NPO 法人への事業運営委託により、利便性が向上し会員数も増えていますが、事業量確保には提供会員の確保が課題であり、幅広い層の会員募集等、地域全体での協働の意識が必要です。

(11) 妊婦健康診査事業

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み		92	89	87	85	81
確保方策	(健診受診票交付)	100	90	90	90	90

妊婦一般健康診査 14 回及び超音波検査 6 回分の受診票を交付し、検診費用を助成します。受診票の交付は 3 回に分け、交付の際には助産師又は保健師と面接のうえ妊婦相談を行います。

健診の重要性、費用負担の軽減はもとより、妊婦健康診査事業を活用した妊婦相談は、産前産後の支援から乳幼児全戸訪問事業、養育支援訪問事業まで連続した、子育て支援に繋がる、「妊娠・出産・育児の切れ目のない支援」に大きな役割を果たします。

3 次世代育成支援対策推進法に基づく事業

(1) 児童虐待防止

児童虐待防止については、上富良野町要保護児童対策地域協議会を有効に活用し、関係機関の情報共有と連携強化により、日常的に相談しやすい関係を構築し早期対応を図ります。

また、虐待防止＝適切な養育という観点から、家庭の養育力向上のための「家庭教育」「親学習」に取り組みます。

(2) ひとり親支援

ひとり親家庭の支援については、国や道の支援制度が主となりますが、それらの情報が対象世帯に届き、必要な支援を利用できるよう、確実な情報提供に努めます。

また、子育て支援事業の利用にあたっては、利用の優先や費用負担の軽減策の拡充を検討してまいります。

(3) 児童発達支援

児童発達支援については、相談支援センターと発達支援センターが中核となり、妊娠期からの健康管理によるハイリスクの予防、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業、子育て支援事業との連携により、早期の対応を図り、子どもの育つ力を引き出す発達支援を行います。

支援にあたっては、親の不安、家族の理解、障害による育てにくさなどを理解し、親の立場に寄り添った支援を大切にするとともに、教育と療育が連携し乳幼児期から学童期の継続した支援を行います。

また、地域の教育・保育施設における療育は、日常生活の中で大きな効果を発揮します。これらの教育・保育施設をはじめ、民間事業所との協力体制を構築してまいります。

(4) 小児医療に係る支援

アンケート調査の自由記述からは、小児医療に対する不安や負担感が大きい状況が明らかとなりました。

上富良野町には小児科がないため町外の医療機関を利用しなければなりません。町内に小児科を設置することは、非常にハードルの高い課題ですが、病児保育や一時預かり事業など、子育て支援事業の充実のほか、予防接種費用の助成や各種健診事業など、母子保健及び予防医療の面からの支援に取り組むとともに、乳幼児医療

費助成制度の拡充に向けた見直しについても、子育て支援全体の中で、検討してまいります。

(5) 放課後の居場所づくり

放課後児童健全育成事業「放課後児童クラブ」は、地域子ども・子育て支援事業として明確に位置付けられ、この計画に基づき整備してゆくこととなりますが、放課後の子どもたちの自主性を伸ばし、多様な経験ができる場として、放課後の居場所づくりをすすめます。

子どもたち自らが自分たちの遊びを考え、実行すること、遊びの中で起きる問題を解決することは、生活のあらゆる場面で役立つ経験であり、子どもたちの生きる力「主体的に判断し、行動する力」を育てる場となります。

町のあらゆる施設と地域の人材を有効に活用し、子どもたちが、放課後に多様な選択肢の中で、自主的に活動できる環境づくりを目指します。

【放課後子どもプラン】

「放課後児童クラブ」の実施にあたっては、小学校を活用することで、「放課後子供教室」（放課後スクール）と連携して運営することにより、家庭環境にかかわらず子ども同士の多様な仲間関係の形成を促すとともに、地域の大人との関わりを経験できる、安心・安全な居場所づくりを推進します。

【児童館運営】

地域において、子どもたちが自由に遊べ、様々な体験活動ができる居場所として、児童館を運営します。

現在、利用児童の多くは小学生ですが、就学前の親子のふれあいの場として、また、中学生・高校生の活動場所として、幅広い施設活用を展開するとともに、異年齢の子ども同士の交流を図ってまいります。

第5章 計画を実行するための取組み

1 計画を実行するための協力体制

計画の実現には、所管課である保健福祉課と教育委員会や町民生活課など、行政組織内の横断的な協力体制はもちろんのこと、民間事業者との協力が非常に重要です。

これまでは、教育委員会所管の幼稚園と保健福祉課所管の保育所でしたが、これらの教育・保育施設と町が、ともに町全体の子どもの教育と保育を協議できる場をつくり、施設にできること町にできることをそれぞれが担い、互いに補い、協力体制を構築してまいります。

また、子育て支援事業の実施には、事業に関わる職員の資質と連携が大きく影響します。そして何より、保護者の協力なしでこの計画を実現することはできません。保護者の皆さんにこの計画の趣旨や制度を十分理解していただき、この計画を実行する当事者として、子どもたちに最も大きな影響を与える支援者として、町や事業者とともに繋がる関係を作り上げてゆきたいと考えています。

子育てに関わる一人一人のエンパワーメントの向上を目指すことが、事業の質の向上と協力体制の構築、計画の実行に繋がるものと考え、研修機会の確保と充実を図ってまいります。

2 実行するための点検・評価

計画の実行には、町が責任を持って取り組み、行政組織内部の事務事業評価を行い、議会の認定も受けることとなりますが、計画の点検・評価は、子ども・子育て会議において毎年度継続して行います。

事業の実施に要する費用の用途を含め、事業実績の調査や事業の点検評価は、子ども・子育て会議の大きな役割です。

単に事業量を達成することではなく、それぞれの事業が、真に計画の理念に沿った形で実行されているかが大切です。

計画は重要ですが、計画に囚われ目指すべき姿を見失うことのないよう、また、その時々の実現にも目を向け、計画を見直すべき部分はないか、常に高い意識をもって、定期的な子ども・子育て会議の開催を継続します。

資料編

- ◎ 上富良野町子ども・子育て会議設置条例
- ◎ 子ども・子育て会議の開催状況
- ◎ 子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果
- ◎ 量の見込みの算定基準
- ◎ 計画の見直しについて

上富良野町子ども・子育て会議条例

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、上富良野町子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 子育て会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 法第77条第1項各号に掲げる事務を処理すること。
- (2) 児童福祉の推進に関し、必要な事項について審議すること。
- (3) その他町長が特に必要と認める事項について審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (4) 関係機関を代表する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、町長が行う。

2 子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和32年上富良野町条例第3号)の一部を次のように改正する。

別表中

「民生委員推薦会委員」を「民生委員推薦会委員
子ども・子育て会議委員」に改める。

上富良野町子ども・子育て会議の開催状況

◆ 上富良野町子ども・子育て会議委員

【任期：平成25年11月1日～平成27年10月31日】

条例第3条の区分	氏名	所属、事業等
子どもの保護者	広瀬 美奈	
	菅野 沙織	
	菊池菜弥華	
	北村 愛子	
	谷口 貴人	
	森井 忍	
子ども・子育て支援事業に従事する者	増田 修一	上富良野高田幼稚園園長
	成田 逸子	わかば愛育園施設長～中央保育所施設長
	高松 一江	中央保育所施設長 (H26. 3. 31 退任)
	増田 光義	上富良野西保育園施設長
	鈴木八重子	わかば愛育園施設長 (H26. 4. 1 任命)
	寺岡 祐子	NPO 法人子どもサポートふらの理事長
	野崎 孝信	教育委員会教育振興課長
学識経験者	委員長 山下由紀夫	旭川大学短期大学部生活学科教授
関係機関代表者		高木香代子 民生児童委員協議会主任児童委員
	副委員長 若林 弘士	上富良野町校長会長 (上富良野小学校)
事務局	石田 昭彦	保健福祉課長
	吉岡 雅彦	保健福祉課子ども・子育て担当課長 (H26. 4～)
	安井 民子	保健福祉課子育て支援班主幹
	杉原 直美	保健福祉課健康推進班主幹
	吉田 泰子	子どもセンター施設長 (H26. 4～)
	吉河 祐樹	保健福祉課子育て支援班主査

◆ 会議の開催状況

開催年月日	協議内容等
平成25年11月7日 木曜日 18:00～20:30	① 辞令交付 ② 委員長、副委員長選任 ③ 子ども・子育て新制度について ④ 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について
平成25年11月27日 水曜日 18:00～20:15	① 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査の内容について ② 調査票の配付及び回収方法について
平成26年3月27日 木曜日 14:00～16:20	① アンケート調査結果報告について ※ニーズ調査業務委託先より担当研究員出席 ② 計画策定の概要及びスケジュールについて
平成26年5月7日 水曜日 18:00～20:00	① 交代委員辞令交付 ② 子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査結果からの課題整理 ③ 必要な事業の見込み量について ④ 計画策定のイメージ
平成26年7月10日 水曜日 18:00～20:45	① 子ども・子育て支援事業計画の素案について ・ 計画の構成 ・ 子ども・子育て支援事業に関する町の考え方 ② 子ども・子育て支援事業に係る新たな条例制定について ・ 放課後児童健全育成事業の設備運営基準 ・ 家庭的保育事業等の認可基準 ・ 特定教育・保育施設、地域型保育事業の運営基準
平成26年9月30日 火曜日 18:00～	① 子ども・子育て支援事業計画原案について ② 事業の見込み量の検討について ③ パブリックコメントの実施について

◆ パブリックコメントの実施結果

- ・ 実施期間 : 平成26年10月25日～平成26年11月25日
- ・ 実施個所 : 町内10施設に掲出、広報誌及び町ホームページ掲載
- ・ 意見提出 : なし

【子ども・子育て支援事業計画策定に係るアンケート調査結果】

○調査期間：平成 25 年 12 月

○調査方法：郵送調査（無記名回答）

○調査の対象の発送数と回収状況

対 象	発送数	回収数	回収率
就学前児童	474 票	277 票	58.4%
就学児童	280 票	182 票	65.0%

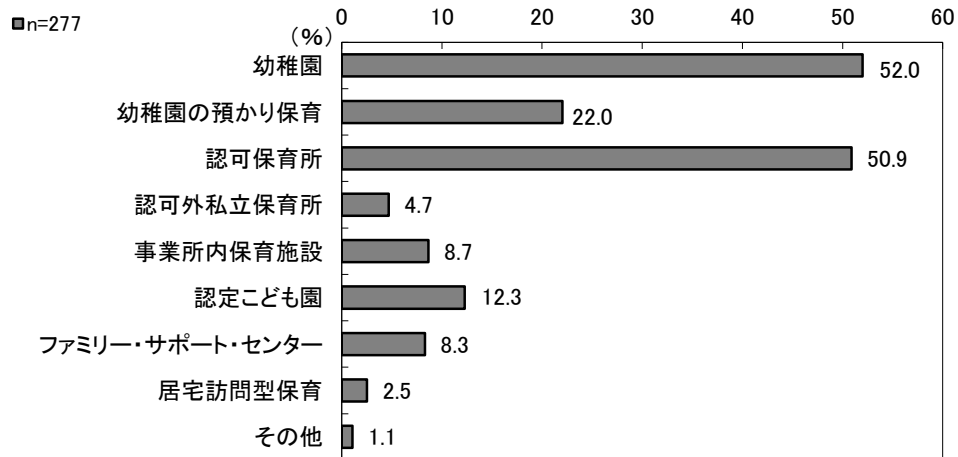
対象者の抽出

就学前児童：全世帯対象、対象児童が 2 人以上の場合、年少児のみを対象とした。

就学児童：小学校 1～3 年生の児童がいる全世帯対象、対象児童が 2 人以上の場合、年長児を対象とした。

1 就学前児童

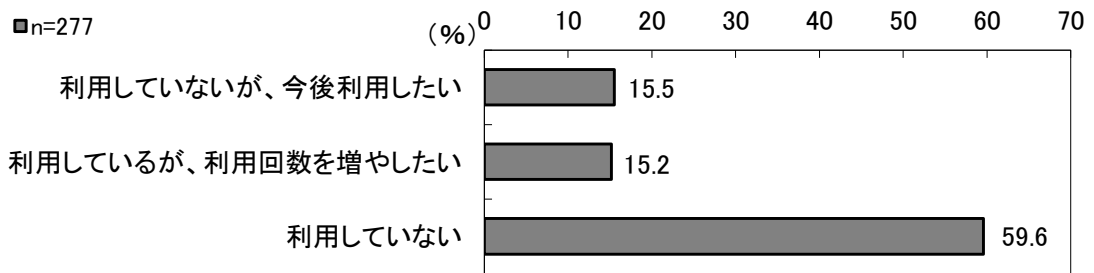
① 今後定期的に利用したい教育・保育事業（複数回答）



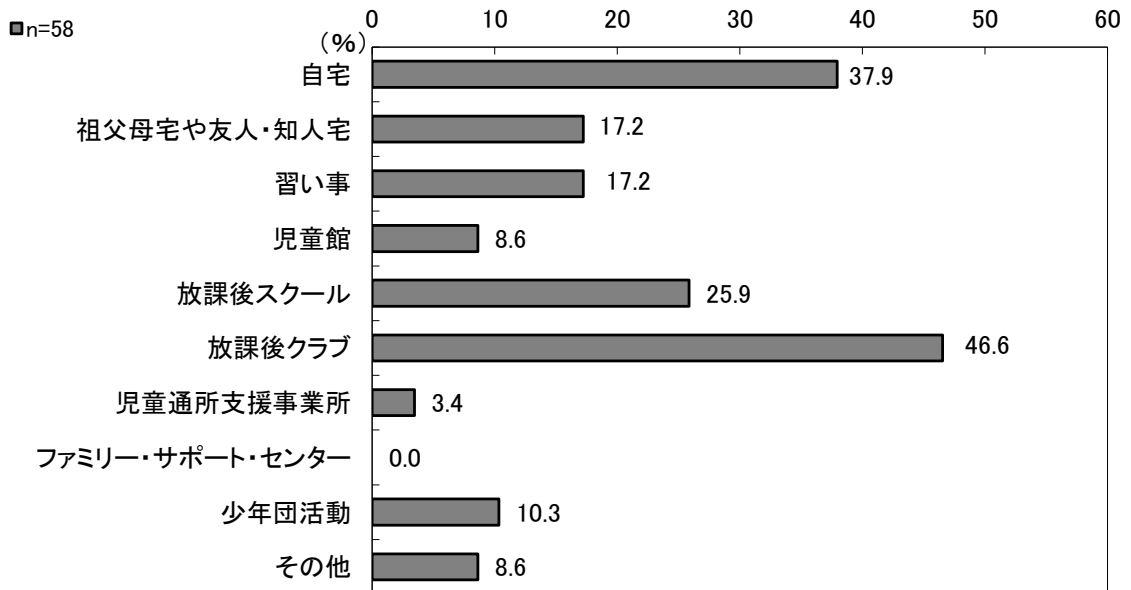
(件数)

No.	教育・保育事業名	3 歳未満	3 歳以上	無回答	全体
1	幼稚園	74	70	0	144
2	幼稚園の預かり保育	25	36	0	61
3	認可保育所	78	62	1	141
4	認可外私立保育所	11	2	0	13
5	事業所内保育施設	15	9	0	24
6	認定子ども園	17	17	0	34
7	ファミリー・サポート・センター	13	10	0	23
8	居宅訪問型保育	3	4	0	7
9	その他	1	2	0	3
	無回答	7	4	0	11
	全体	141	135	1	277

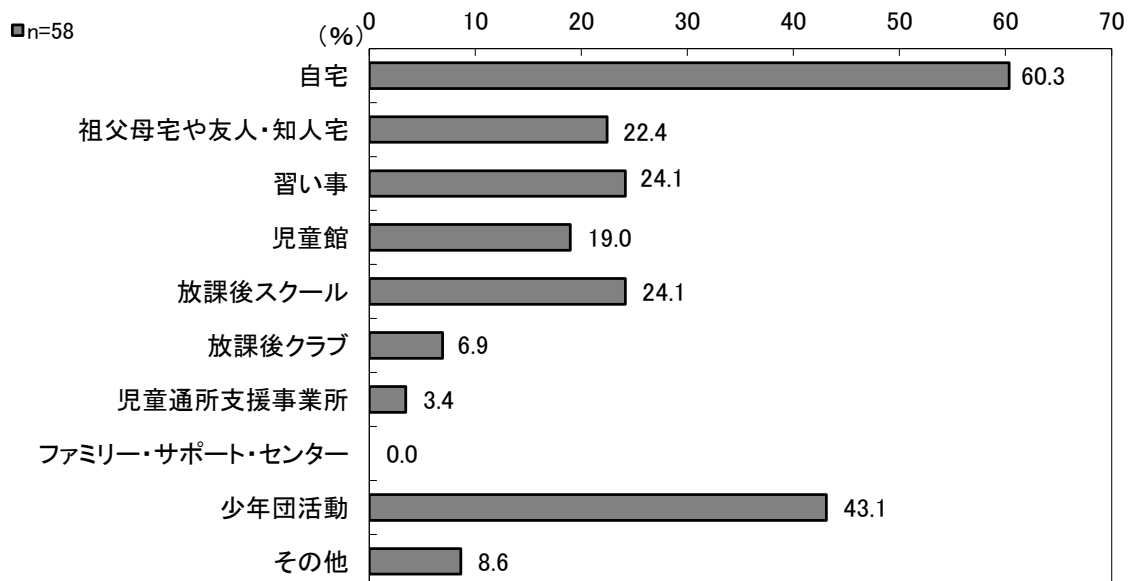
① 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向



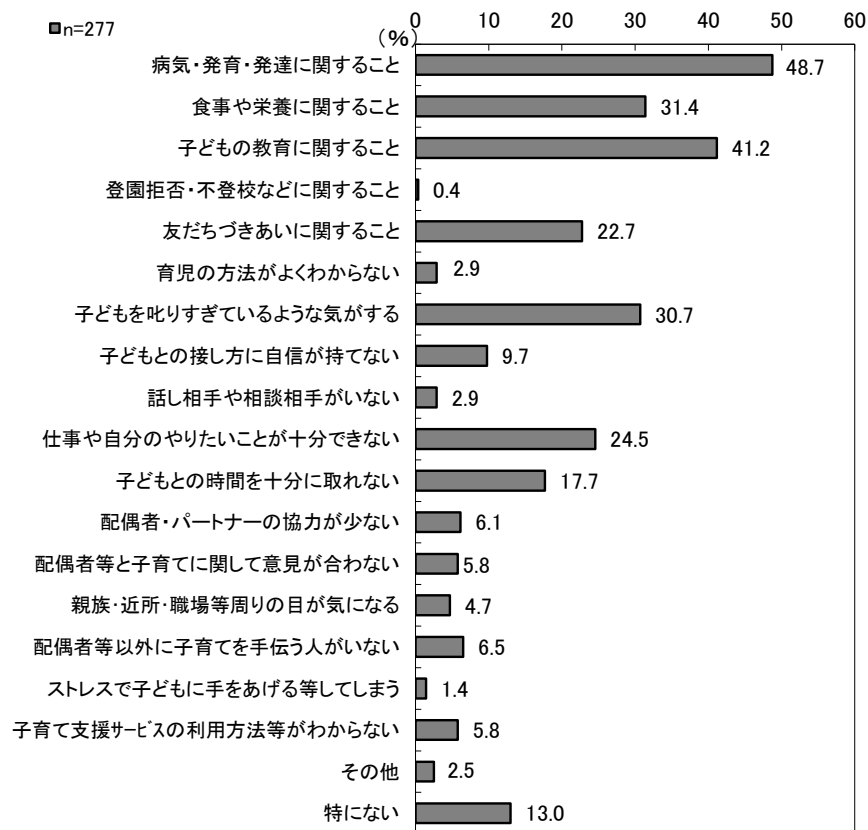
② 希望する小学校低学年の放課後の過ごし方（複数回答）



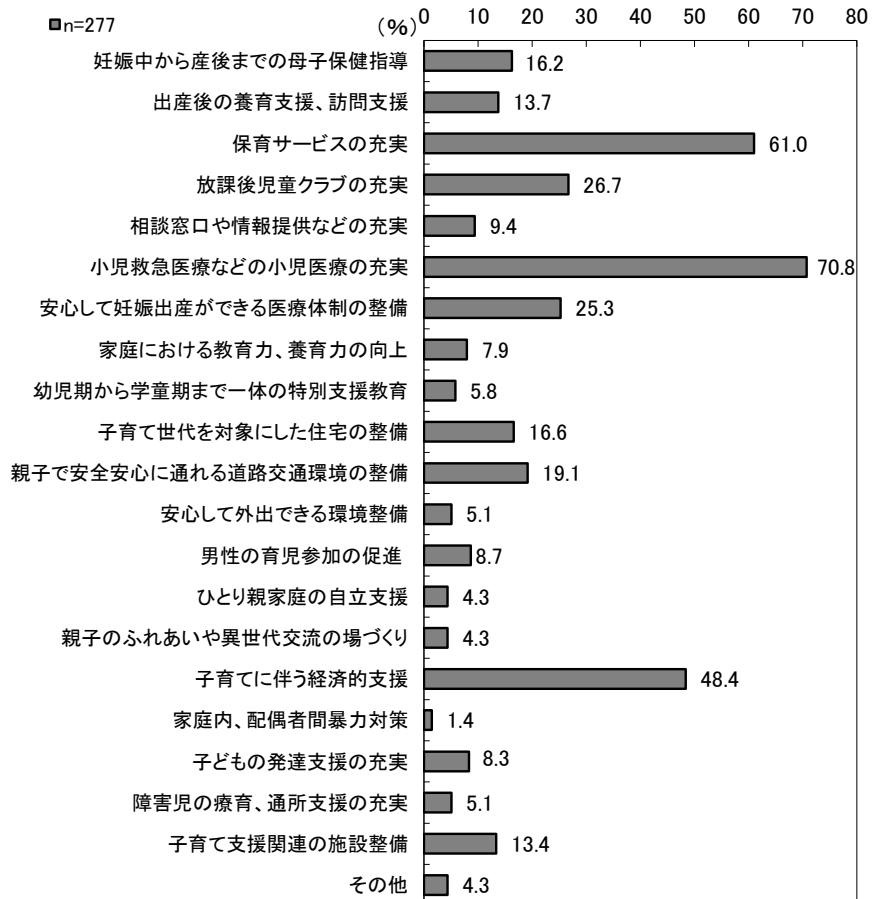
④ 希望する小学校高学年の放課後の過ごし方（複数回答）



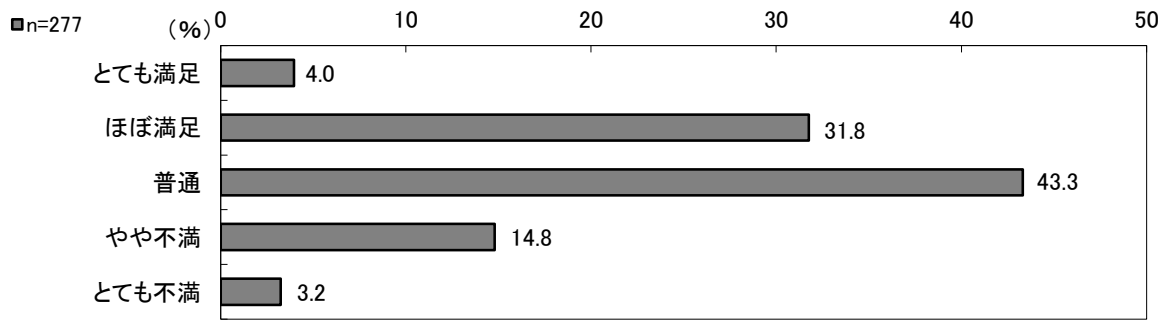
⑤ 子育てに関する日頃の悩み、気になること（複数回答、5つまで）



⑥ 重点的に取り組む必要が高い子どもに関する施策（複数回答、5つまで）

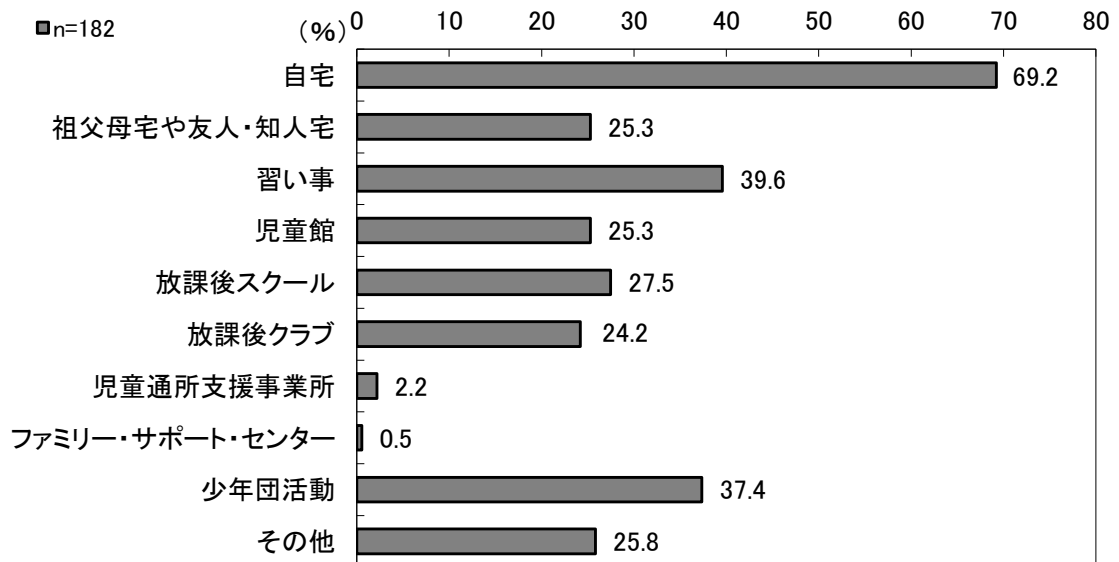


⑥ 富良野町の子育て環境や支援の満足度

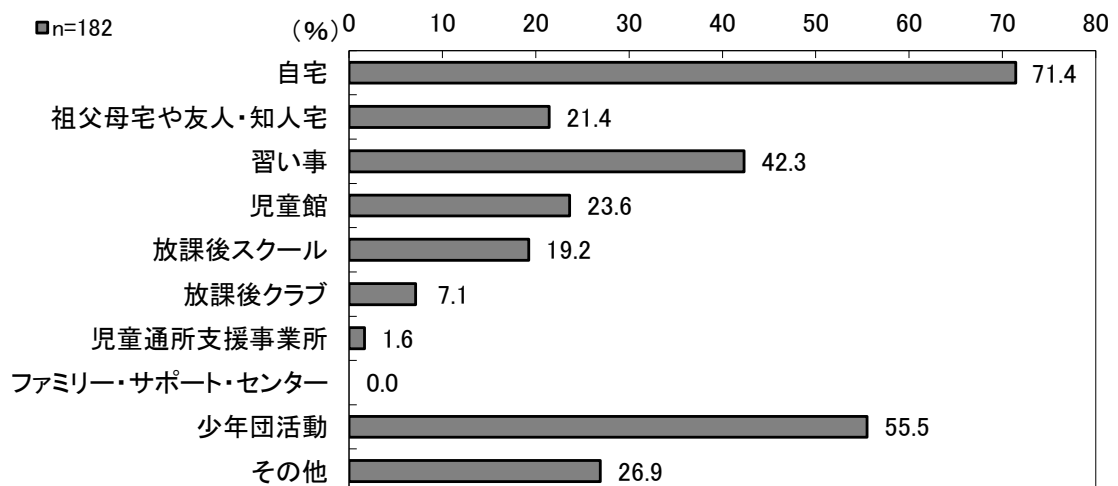


2 就学児童

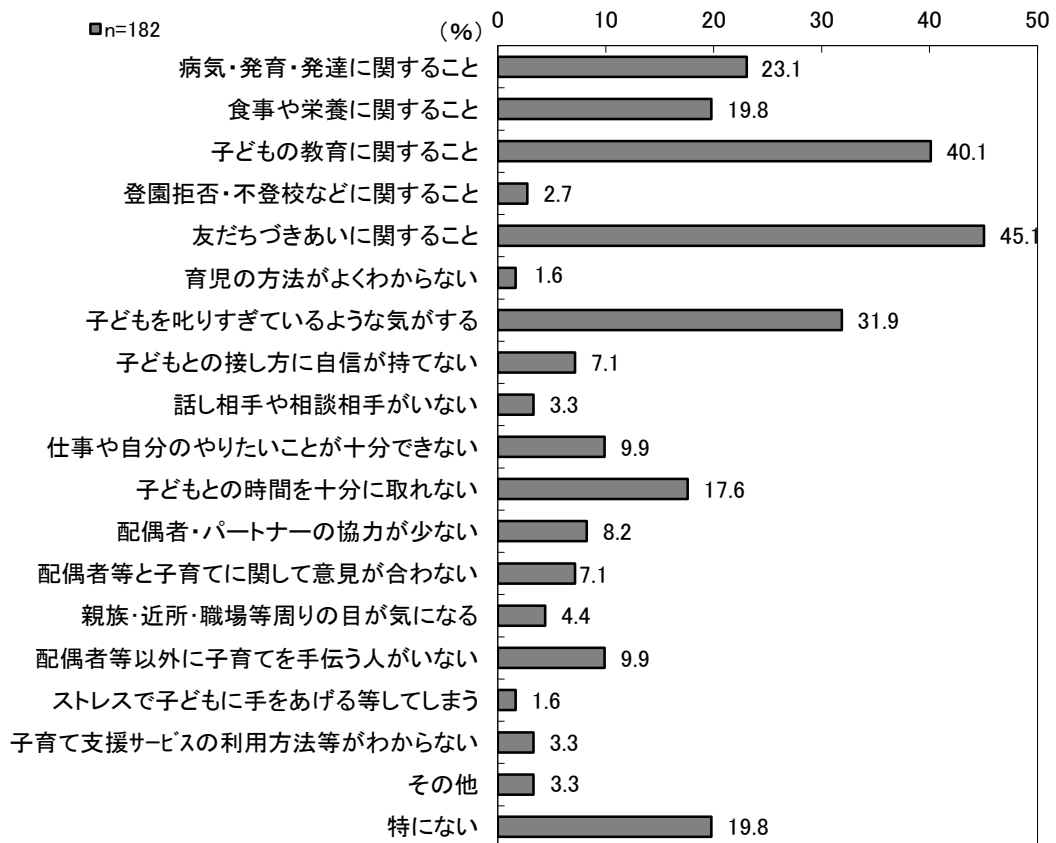
① 希望する小学校低学年の放課後の過ごし方（複数回答）



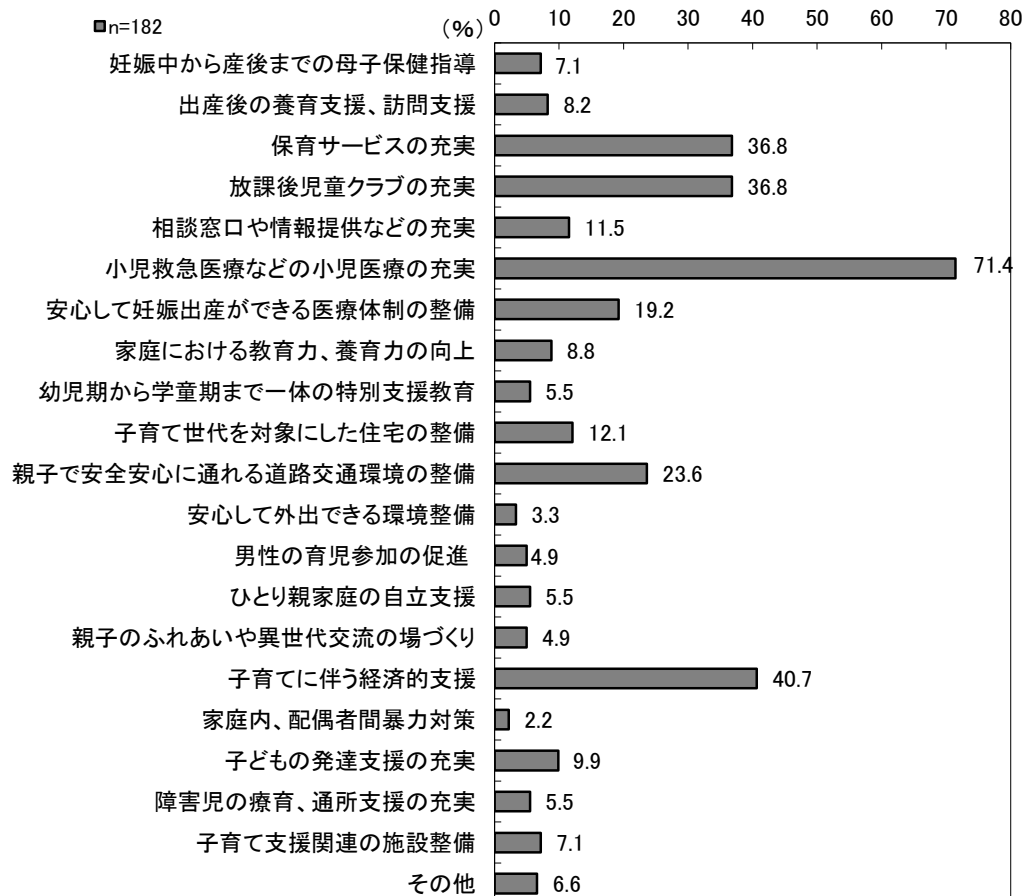
② 希望する小学校高学年の放課後の過ごし方（複数回答）



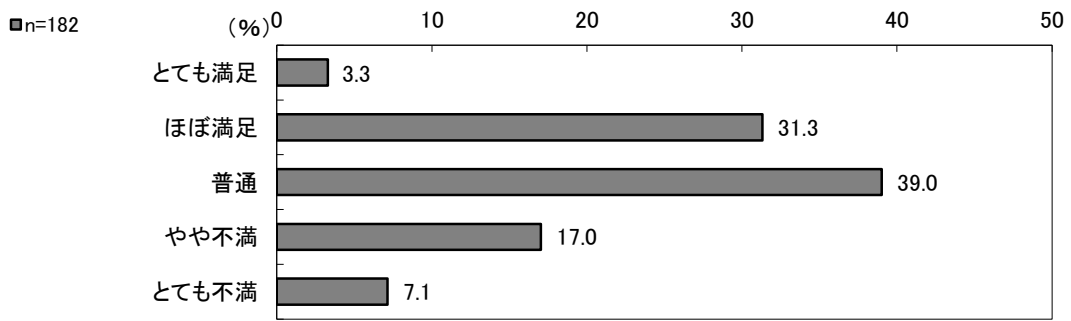
③ 子育てに関する日頃の悩み、気になること（複数回答、5つまで）



④ 重点的に取り組む必要が高い子どもに関する施策（複数回答、5つまで）



⑤ 上富良野町の子育て環境や支援の満足度



量の見込みの算定基準

◆ 人口推計

年齢	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	101	94	92	89	87	85	81
1歳	104	101	94	92	89	87	85
2歳	96	104	101	94	92	89	87
小計	200	205	195	186	181	176	172
3歳	101	93	101	98	91	89	86
4歳	99	93	86	94	91	84	82
5歳	108	96	90	83	91	88	81
小計	308	282	277	275	273	261	249
6歳	113	102	90	84	78	85	82
7歳	93	112	101	89	83	77	84
8歳	100	91	110	99	87	81	75
9歳	106	100	91	110	99	87	81
10歳	111	103	96	88	106	95	84
11歳	106	109	101	95	87	105	94
小計	629	617	589	565	540	530	500
計	1,238	1,198	1,153	1,115	1,081	1,052	1,002
総人口	11,586	11,488	11,325	11,189	11,102	10,976	10,728

- ・人口推計方法 : コーホート法による
- ・計画策定期間 : 平成25年度・26年度
- ・計画期間 : 平成27年度～31年度(5か年)
- ・平成25年データは実績人口/他は推計人口

◆ 家庭類型

タイプ	父母の有無と就労状況		年齢区分別		年齢統合	
			現在	潜在	実数	割合
A	ひとり親家庭	0歳	0	0	14	5.5%
		1・2歳	2	2		
		3歳以上	12	12		
B	フルタイム×フルタイム	0歳	9	11	77	30.4%
		1・2歳	19	24		
		3歳以上	41	42		
C	フルタイム×パートタイム (就労時間:月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0歳	2	4	44	17.4%
		1・2歳	9	16		
		3歳以上	21	24		
C'	フルタイム×パートタイム (就労時間:月下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0歳	0	0	26	10.3%
		1・2歳	5	7		
		3歳以上	15	19		
D	専業主婦(夫)	0歳	28	24	92	36.4%
		1・2歳	55	41		
		3歳以上	35	27		
E	パートタイム×パートタイム (就労時間:双方が月120時間以上+下限時間~120時間の一部)	0歳	0	0	0	0.0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
E'	パートタイム×パートタイム (就労時間:下限時間未満+下限時間~120時間の一部)	0歳	0	0	0	0.0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
F	無業×無業	0歳	0	0	0	0.0%
		1・2歳	0	0		
		3歳以上	0	0		
計			253	253	253	100.0%

※自治体における保育の必要性の下限時間を48時間に設定

◆ 量の見込みの算出方法

推計児童数(人) × 潜在家庭類型(割合) = 家庭類型別児童数(人)

家庭類型別児童数(人) × 利用意向率(割合) = ニーズ量(人)

※利用意向率=潜在家庭類型と年齢の対象者のうち、利用希望を選択した割合

上富良野町子ども・子育て支援事業計画の見直しについて

上富良野町子ども・子育て支援事業計画については、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画を平成26年12月に策定し、現在その実現に向け事業に取り組んでいるところであります。

この計画の中には、教育・保育の提供体制について、必要な見込み量と確保方策として、年度ごとの教育・保育提供区域内における教育・保育施設の施設種別と確保量を定めています。

計画期間内にすべての対象施設が認定こども園に移行することを目標としており、うち3施設については平成29年度に認定こども園に移行する計画としています。

計画策定の時点では、子ども・子育て新制度における認定こども園の認定要件や運営基準等の全容が明らかとなっていなかったことから、十分な準備期間と余裕をもち、平成29年度からの移行を計画したところですが、今般、運営基準等が明らかとなり対象の3施設では、平成28年度から幼保連携認定こども園として運営する事業計画が示されたところです。

対象の3施設が、計画の時期を1年前倒しで平成28年度から幼保連携認定こども園として運営すること、また、各施設の利用定員について、上富良野町子ども・子育て会議において協議のうえ承認を得られたことから、次のとおり事業計画を見直すものである。

平成27年7月10日

上富良野町

上富良野町子ども・子育て支援事業計画変更【平成27年8月】

第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供体制

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

変更前の計画

① 提供体制の確保方策と時期

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
特定教育・ 保育施設	認定こども園			300	300	350
	幼稚園					
	保育所	200	200	60	60	
私立幼稚園		200	200			
計		400	400	360	360	350

変更後の計画

② 提供体制の確保方策と時期

単位：人

施設		認定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
特定教育・ 保育施設	認定こども園	1号	—	110	100	100	90	
		2号	—	120	132	132	160	
		3号	0歳	—	10	8	8	10
			1・2歳	—	60	60	60	80
		保育所	1号	—	—	—	—	—
			2号	118	40	40	38	—
	3号		0歳	10	2	2	2	—
			1・2歳	62	18	18	20	—
	幼稚園		—	—	—	—	—	
	給付を受けない幼稚園		200	—	—	—	—	
認可外保育施設等		量は定めないが、確保方策とする。						
計			390	360	360	360	340	
保量 認定区 分別確	1号	—	110	100	100	90		
		—	160	172	170	160		
	3号	0歳	—	12	10	10	10	
		1・2歳	—	78	78	80	80	

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(8) 一時預かり事業

変更前の計画

・幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(年間：人)		4400	4400	0	0	0
確保方策	私立幼稚園	4400	4400	—	—	—

変更後の計画

・幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】

単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み(年間：人)		4400	0	0	0	0
確保方策	私立幼稚園	4400	—	—	—	—

上富良野町子ども・子育て支援事業計画中間年の見直しについて

上富良野町子ども・子育て支援事業計画については、平成27年度から平成31年度までの5か年の計画を平成26年12月に策定し、現在その実現に向け事業に取り組んでいるところであります。

この計画の中には、教育・保育の提供体制について、必要な見込み量と確保方策として、年度ごとの教育・保育提供区域内における教育・保育施設の施設種別と確保量を定めています。

平成29年度は、計画期間の中間年となり、国の基本指針においては、支給認定を受けた認定区分ごとの人数が、計画における量の見込みと大きくかい離している場合は、計画中間年を目安に計画の見直しを行うこととされています。

内閣府では、計画見直しの考え方として、計画における量の見込みと実績値に10%以上のかい離がある場合や、平成29年度以降待機児童等の発生が見込まれる場合、既に目標値を超えて整備を行った場合には、見直しを行うものとしています。

当町においても、一部の認定区分で10%以上のかい離があること、また、地域子育て支援事業の一部でも、量の見込みと実績値に差のある事業があり、上富良野町子ども・子育て会議において協議のうえ承認を得られたことから、次のとおり事業計画を見直すものである。

平成29年12月20日

上富良野町

上富良野町子ども・子育て支援事業計画変更【平成29年12月】

第4章 計画の基本的事項

1 教育・保育の提供体制

(2) 各年度における教育・保育の量の見込みと提供体制

変更前の計画

① 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		98	98	97	93	88
2号認定	教育利用希望	31	30	30	29	27
	教育・保育	144	143	142	138	138
3号認定	0歳	10	10	10	12	12
	1・2歳	82	78	76	82	80
量の見込み計		365	359	355	354	345

変更後の計画

① 認定区分ごとの教育・保育の量の見込み

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
1号認定		98	98	97	122	115
2号認定	教育利用希望	31	30	30		
	教育・保育	144	143	142	138	138
3号認定	0歳	10	10	10	12	12
	1・2歳	82	78	76	82	80
量の見込み計		365	359	355	354	345

変更前の計画

② 提供体制の確保方策と時期

単位：人

施設		認定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
特定教育・保育施設	認定子ども園	1号	—	110	100	100	90	
		2号	—	120	132	132	160	
		3号	0歳	—	10	8	8	10
			1・2歳	—	60	60	60	80
	保育所	1号	—	—	—	—	—	
		2号	118	40	40	38	—	
		3号	0歳	10	2	2	2	—
			1・2歳	62	18	18	20	—
	幼稚園		—	—	—	—	—	
	給付を受けない幼稚園		—	200	—	—	—	
認可外保育施設等		量は定めないが、確保方策とする。						
計		—	390	360	360	360	340	
認定区分別確保量	1号		—	110	100	100	90	
	2号		—	160	172	170	160	
	3号	0歳	—	12	10	10	10	
		1・2歳	—	78	78	80	80	

変更後の計画

② 提供体制の確保方策と時期

施設		認定区分	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	
特定教育・保育施設	認定こども園	1号	—	110	100	125	125	
		2号	—	120	132	101	101	
		3号	0歳	—	10	8	13	13
			1・2歳	—	60	60	66	66
	保育所	1号	—	—	—	—	—	
		2号	118	40	40	37	37	
		3号	0歳	10	2	2	3	3
			1・2歳	62	18	18	20	20
	幼稚園		—	—	—	—	—	
	給付を受けない幼稚園		200	—	—	—	—	
認可外保育施設等			量は定めないが、確保方策とする。					
計			390	360	360	365	365	
認定区分別確保量	1号		—	110	100	125	125	
	2号		—	160	172	138	138	
	3号	0歳	—	12	10	16	16	
		1・2歳	—	78	78	86	86	

2 地域子ども・子育て支援事業の提供体制

(8) 一時預かり事業

変更前の計画

・幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】 単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（年間：人）		4400	0	0	0	0
確保方策	私立幼稚園	4400	—	—	—	—

変更後の計画

・幼稚園在園児を対象とした定期的な預かり保育【幼稚園型一時預かり事業】 単位：人

		27年度	28年度	29年度	30年度	31年度
量の見込み（年間：人）		4400	0	0	8400	8400
確保方策	認定こども園	4400	—	—	8400	8400

平成28年度から保育所・幼稚園3か所が認定こども園への移行したことに伴い、各園において利用体制の整備を図りました。利用実態としては、満3歳から入園する児童の増加や就労形態の変化などにより、利用が増えてきていますが、対応できる体制にあります。

上富良野町子ども・子育て支援事業計画
2015～2019

平成 26 年 12 月発行

平成 27 年 8 月改定

平成 29 年 12 月改定

発行 上富良野町

編集 上富良野町保健福祉課

〒071-0561

上富良野町大町 2 丁目 8 番 4 号

☎0167-45-6987